

株 主 各 位

岡山県岡山市北区撫川983番地

株式会社 滝澤鉄工所

代表取締役社長 原 田 一 八

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震で被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、2頁に記載しているいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。議決権行使の方法につきましても、2頁をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 岡山市北区撫川983番地 株式会社滝澤鉄工所 本社会議室
（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第86期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.takisawa.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示の上、1頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネットにより行使される場合は、以下の事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数にわたり、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみに対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】



0120-652-031（午前9時～午後9時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞



0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

事業報告

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策等の効果により企業収益は改善し、設備投資は増加傾向となりました。また雇用環境の改善や原油価格の下落により、個人消費は総じて底堅く推移し、景気は緩やかな回復傾向が続きました。

世界経済におきましては、米国では着実な回復傾向が見られたものの、アジアでは中国及び新興国における景気減速は一層鮮明となり、欧州でも先行き不透明感が強まってまいりました。

国内工作機械業界におきましては、内需は自動車関連業界における更新需要等により増加いたしました。外需は中国及びアジア新興国が大きく減速し、平成27年1月～12月の国内工作機械業界の受注高は、内需は5,862億円(前年同累計期間比18.1%増)、外需は8,943億円(前年同累計期間比11.7%減)となり、受注総額は1兆4,805億円(前年同累計期間比1.9%減)となりました。

当社グループにおきましては、内需は増加いたしました。中国をはじめとするアジアにおいて需要が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は257億84百万円(前連結会計年度比3.6%減)となり、前連結会計年度に比べ9億75百万円の減収となりました。利益につきましても、営業利益は17億26百万円(前連結会計年度比21.0%減)、経常利益は18億39百万円(前連結会計年度比25.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億19百万円(前連結会計年度比27.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は5億19百万円であります。その主なものは、当社及び連結子会社であります台湾瀧澤科技股份有限公司の機械装置の取得並びに、当社における物流倉庫の新設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、取引銀行4行との間にシンジケーション方式によるコミットメント期間付タームローン契約(コミットメント総額20億円)を締結しております。なお、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、持続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことを目標としております。

工作機械の専門メーカーとして、創業以来90余年にわたって工作機械を作り続けており、現在の主力製品であるCNC旋盤、マシニングセンタ、ドリルセンタ、普通旋盤といった単体機械から自動化ラインのFAセル、FAシステムまで多様なニーズに応えるワイドな機種ぞろえとスピーディな技術対応により、自動車をはじめ、一般機械、電気機械、精密機械等の製造業や官公庁・学校まで「TAKISAWA」の工作機械は幅広く活躍しています。当社グループはマザーマシンである工作機械の製造を通して、あらゆる産業の発展を原点で支えているという誇りと自負心を核に、産業界の明日を見つめ、さらに幅広いニーズにお応えできるよう、いっそうの前進を続けてまいります。

経営理念には「市場変動にしなやかに対応し、持続的な成長・安定的な収益を実現し、地域社会に密着した企業」と、「世界中からエクセレントといわれる商品を提供し続ける企業『“きらり”と光る「モノづくり」カンパニー』」の二つを掲げるとともに、3C〔Change（改革）・Challenge（挑戦）・Create（創造）〕をキーワードに、役員・従業員が一丸となって企業価値を極大化することにより、地域経済の発展、安定した雇用の確保等、社会への貢献を果たし、すべてのステークホルダーの皆様に安心していただけるような透明性のある堅実経営を行ってまいります。

当社は、平成28年3月16日開催の当社取締役会において「株式会社滝澤鉄工所 中期経営計画」（以下「中期経営計画」）を策定いたしました。

中期経営計画は、平成29年3月期、平成30年3月期の2ヶ年の計画とし、数値目標は、「平成30年3月期の連結売上高260億円、連結経常利益率10%」としております。

中期経営計画において、当社グループは工作機械業界における環境の変化に対応し続け、経営体質を強化し、持続的な成長と安定的な収益を実現するため、国・地域の市場ニーズに合った新製品開発と高付加価値製品の創出、生産システムを一貫対応するターンキー提案力の強化、周辺装置のパッケージ化・特殊仕様のオプション化の推進による短納期対応、新工場建設による生産効率の更なる向上を図ります。

当社グループは一丸となって中期経営計画を実行してまいります。

中期経営計画の数値目標は以下のとおりです。

〔連結〕

	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	255 億円	260 億円
営業利益	21 億円	26 億円
経常利益	21 億円	26 億円
経常利益率	8 %	10 %

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第83期 平成25年3月期	第84期 平成26年3月期	第85期 平成27年3月期	第86期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売上高	21,028百万円	22,889百万円	26,759百万円	25,784百万円
経常利益	1,503百万円	1,632百万円	2,480百万円	1,839百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	845百万円	784百万円	1,133百万円	819百万円
1株当たり当期純利益	12円89銭	11円96銭	17円27銭	12円49銭
自己資本比率	46.3%	43.4%	43.3%	44.1%
総資産	24,791百万円	28,934百万円	31,917百万円	32,123百万円
純資産	13,616百万円	15,313百万円	17,176百万円	17,506百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第83期 平成25年3月期	第84期 平成26年3月期	第85期 平成27年3月期	第86期 (当事業年度) 平成28年3月期
売上高	14,533百万円	14,514百万円	16,600百万円	18,046百万円
経常利益	1,131百万円	947百万円	1,332百万円	1,364百万円
当期純利益	1,026百万円	632百万円	926百万円	820百万円
1株当たり当期純利益	15円65銭	9円65銭	14円12銭	12円51銭
自己資本比率	61.9%	61.8%	59.6%	62.1%
総資産	17,253百万円	17,864百万円	19,725百万円	19,746百万円
純資産	10,677百万円	11,047百万円	11,751百万円	12,268百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。

(10) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

- ① 金属工作機械(NC旋盤、マシニングセンター、普通旋盤等)の製造並びに修理加工
- ② 各種機械の販売

(11) 主要な営業所及び工場(平成28年3月31日現在)

① 当社

本社 岡山県岡山市北区撫川983番地
 国内生産拠点 本社工場(岡山県岡山市北区) 下庄工場(岡山県倉敷市)
 国内販売・サービス拠点 山形営業所(山形県山形市) 北関東営業所(群馬県前橋市)
 関東営業所(埼玉県戸田市) 西関東営業所(神奈川県厚木市)
 浜松営業所(静岡県浜松市北区) 名古屋営業所(愛知県名古屋市中川区)
 大阪営業所(大阪府東大阪市) 岡山営業所(岡山県岡山市北区)
 広島営業所(広島県広島市南区) 福岡営業所(福岡県大野城市)
 長野事務所(長野県塩尻市) 新潟事務所(新潟県長岡市)
 札幌連絡所(北海道札幌市北区)
 海外販売・サービス拠点 ドイツ(ハイリゲンハウス市) インド(バンガロール市)
 ※国内販売・サービス拠点のうち新潟事務所につきましては、サービスの
 のみ行っております。

② 子会社

海外生産拠点 台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾(桃園市)
 上海欣瀧澤機電有限公司 中国(上海市)
 海外販売・サービス拠点 台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾(桃園市)
 滝澤商貿(上海)有限公司 中国(上海市)
 滝澤机床(上海)有限公司 中国(上海市)
 Takisawa Tech Corp. 米国(オンタリオ市)
 TAKISAWA, INC. 米国(イリノイ州シャンバーグ市)
 PT. TAKISAWA INDONESIA インドネシア(ジャカルタ市)
 TAKISAWA (THAILAND) CO., LTD. タイ(バンコク市)
 SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD. インド(バンガロール市)

(12) 使用人の状況(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
667名	増減なし

(注) 上記使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
321名	1名増	42.9才	15.2年

(注) 上記使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況(平成28年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
T A K I S A W A , I N C .	3,900千米ドル	100.0%	工作機械の販売・サービス
台 灣 瀧 澤 科 技 股 份 有 限 公 司	710,355千台湾元	51.09%	工 作 機 械 の 製 造 ・ 販 売
上 海 欣 瀧 澤 機 電 有 限 公 司	5,000千米ドル	100.0% (100.0)	工 作 機 械 の 製 造 ・ 販 売
瀧 澤 科 技 投 資 股 份 有 限 公 司	5,222千米ドル	100.0% (100.0)	投 資 業 務
T a k i s a w a T e c h C o r p .	300千米ドル	100.0% (100.0)	工作機械の販売・サービス
滝 澤 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	215,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝 澤 机 床 (上 海) 有 限 公 司	200,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス

(注) 議決権比率欄の(内書)は間接所有であります。

(14) 主要な借入先及び借入残高

株式会社滝澤鉄工所(平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 中 国 銀 行	562百万円
株 式 会 社 ト マ ト 銀 行	379百万円

台湾瀧澤科技股份有限公司(平成27年12月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
台 灣 銀 行	1,214百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 140,000,000株
 優先株式 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 65,598,165株(自己株式 183,063株を除く)
 優先株式 一株
- (3) 株主数 普通株式 8,085名

(4) 上位10名の株主の状況

普通株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
滝 澤 鉄 工 所 取 引 先 持 株 会	3,136千株	4.8%
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	3,000千株	4.6%
株 式 会 社 中 国 銀 行	2,896千株	4.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,757千株	2.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,267千株	1.9%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	800千株	1.2%
滝 澤 投 資 会	729千株	1.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	713千株	1.1%
中 銀 リ ー ス 株 式 会 社	700千株	1.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	676千株	1.0%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出した発行済株式総数に占める割合で計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
原 田 一 八	代 表 取 締 役 社 長	滝澤商貿(上海)有限公司董事長 滝澤机床(上海)有限公司董事長
近 藤 安 正	専 務 取 締 役 (米 州 統 括)	TAKISAWA, INC. 取締役社長
田 口 巧	常 務 取 締 役 (営業・品質保証担当)	
松 原 潤 治	常 務 取 締 役 (製造・購買担当 生産管理部長)	
梶 谷 和 啓	取 締 役 (技 術 担 当)	
林 田 憲 明	取 締 役 (管 理 部 長)	
和 田 英 明	取 締 役 (営 業 部 長)	
戴 雲 錦	取 締 役	
十 川 智 基	取 締 役	
國 定 敏 範	常 勤 監 査 役	
小 野 慎 一	監 査 役	
小 西 理 文	監 査 役	
小 林 正 啓	監 査 役	

- (注) 1. 取締役 林田憲明氏、和田英明氏は、平成27年6月26日付をもって取締役に就任いたしました。
2. 代表取締役会長 米本勝行氏は、平成27年6月26日付をもって任期満了により退任いたしました。
3. 専務取締役 石井達雄氏は、平成27年6月26日付をもって任期満了により退任いたしました。
4. 取締役 十川智基氏は、社外取締役であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役 小野慎一氏、小西理文氏、小林正啓氏は、社外監査役であります。
6. 監査役 小野慎一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 平成28年4月1日付の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動後	異動前
松 原 潤 治	常 務 取 締 役 (製 造 ・ 購 買 担 当)	常 務 取 締 役 (製造・購買担当 生産管理部長)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役は250万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 11名 148,904千円 (うち社外取締役 1名 1,810千円)

監査役 4名 19,590千円 (うち社外監査役 3名 6,080千円)

(注) 報酬等の額には役員賞与引当金繰入18,000千円(取締役15,450千円、監査役2,550千円)を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	十 川 智 基	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	小 野 慎 一	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会12回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	小 西 理 文	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会12回の全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
監 査 役	小 林 正 啓	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

2. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

3. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 23,500千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,500千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約内容の概要は次のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、有限責任 あずさ監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、2,500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(8) 子会社の監査の状況

当社子会社の台湾瀧澤科技股份有限公司は、勤業衆信聯合會計師事務所の監査を受けております。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 当社は、取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)の整備に係る基本方針を定めております。当該基本方針の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。

取締役会は、原則として1ヶ月に1度、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。

また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、保存文書の取扱に係る規程により、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、適切に保管を行っております。

また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存しております。

取締役及び監査役は、必要ある場合に上記文書等を閲覧することができるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、リスク管理基本規程を制定し、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施しております。リスク管理委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとしております。

また、既往のリスク管理のために設置された各種委員会は、リスク管理委員会と緊密に連携するものとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行しております。

情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任・権限を定めております。

また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を継続的に確認しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。

また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

⑥ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの経営方針を定め、グループの存在意義、ビジョンを明確にし、グループ各社の結束及び信頼関係を深めることにより、グループ全体の更なる発展を目指しております。また、関係会社管理規程に基づき子会社に対する管理方針、管理組織を定め、業務の適正を確保する体制を構築しております。

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社より当社へ定期的または必要に応じて経営状況等の報告を受けております。

・子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理基本規程を制定し、リスク管理委員会を定期的に開催して子会社における重大なリスクを把握し適切な処置を行っております。また、子会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社より報告を受け、当社・子会社が連携し迅速かつ適切な対応を取っております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係会社管理規程に基づき、必要書類等の提出を求め、取締役等の職務の執行状況を検証しております。また、重要事項については当社取締役会にて審議を行っております。

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程に基づき、コンプライアンス委員会を定期的に開催して子会社のコンプライアンスに関わる取り組み状況を検証し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人より任命することとしております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には適任と思われる人員を配置しております。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとしております。
- ・監査役を補助する使用人に対する指揮命令権はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属しております。
- ・監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、罰則等の決定については、事前に監査役会の同意を必要としております。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人等は内部統制規程に基づき、定期的に監査役へ経営や財務の状況等を報告し、重大な事項が発生した場合には必要な報告及び情報提供を遅滞なく行うこととしております。また、子会社の取締役及び使用人等は、関係会社管理規程に定められた事項を当社の管理担当部署に報告し、担当部署は速やかに監査役にその内容を報告しております。

⑩ 当社の監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程に基づき、内部通報を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止することを規定し、通報者を保護しております。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の該当職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議のうえ監査役の職務を執行するために必要な予算をあらかじめ定めております。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることであります。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役及び使用人との意見交換、子会社監査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

⑬ 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

金融商品取引法、財務報告に係る内部統制基準及び実施基準に基づき財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するため、内部統制整備委員会を設置し、財務報告に係る内部統制整備規程に基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施することとしております。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。反社会的勢力対応基本規程を制定し、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① リスク管理及びコンプライアンス

リスク管理につきましては、リスク管理委員会を定期的に開催し、企業経営に重大な影響を与えるリスクの識別、分類、分析、評価の見直し、また、それに必要な対応策の実施状況を確認しています。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を2回開催し、平成27年9月に「内部統制システム基本方針」の一部改訂を実施いたしました。管理部門は、全社を対象に法令研修やインサイダー取引に関する研修を実施しております。また、内部通報規程に基づき内部通報窓口を設置するとともに内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを社内掲示等で周知しております。

② 取締役及び監査役の職務の執行

取締役会は、当事業年度に17回開催され、活発な意見交換のもと重要事項につき審議・決議したほか、取締役等から業務執行状況につき報告を受け、意思の疎通を図るとともに業務執行の監督を行っております。

監査役会は、当事業年度に12回開催され、監査に関する重要な事項を協議、決議しております。また、常勤監査役は、経営会議及びリスク管理委員会など重要な会議に出席するとともに、稟議書などの重要書類を常時閲覧することにより監査の実効性の向上を図っております。

③ グループ会社の経営管理

当社子会社につきましては、関係会社管理規程に従い、各子会社から定期的に経営状況等の報告を受け、子会社の経営にかかる重大な事項については適宜、事前の承認申請または報告を受けております。また、内部監査室は、当事業年度に子会社4社に対する内部監査を実施しており、グループ経営に対するモニタリングを行っております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の判断に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式について大規模買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、突如として行われる株式の大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社の企業価値は、工作機械の製造・販売を通じ平和産業の発展に寄与し、お客様のニーズにきめ細かく対応し、お客様に真にご満足いただける、お客様の価値をより高めていただける製品・生産システムを安定的に提供し続けることにあると考えております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、中期経営計画等を策定しこれを実現すべく行動しております。

また、当社はコンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営により、企業倫理と調和した経営効率を達成し、株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすべく、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス強化に努めております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成27年6月26日開催の第85回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様が取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとし、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

本対応方針は平成27年6月26日開催の第85回定時株主総会においてご承認いただき継続しておりますが、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保され、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,557,683	流 動 負 債	11,203,540
現 金 及 び 預 金	5,976,046	支払手形及び買掛金	4,230,515
受取手形及び売掛金	9,021,778	電 子 記 録 債 務	1,893,878
電 子 記 録 債 権	184,709	短 期 借 入 金	1,533,298
有 価 証 券	613,256	一年以内返済予定の長期借入金	1,143,203
商 品 及 び 製 品	1,982,022	未 払 金	1,224,251
仕 掛 品	4,347,704	未 払 費 用	92,139
原材料及び貯蔵品	1,433,163	未 払 法 人 税 等	296,165
前 払 費 用	161,007	未 払 事 業 所 税	27,396
未 収 入 金	54,493	賞 与 引 当 金	163,061
繰 延 税 金 資 産	109,243	役 員 賞 与 引 当 金	18,000
そ の 他	921,950	製 品 保 証 引 当 金	179,466
貸 倒 引 当 金	△247,690	そ の 他	402,164
固 定 資 産	7,566,057	固 定 負 債	3,414,032
有 形 固 定 資 産	7,040,978	長 期 借 入 金	2,269,509
建 物 及 び 構 築 物	2,341,623	繰 延 税 金 負 債	294,870
機械装置及び運搬具	1,106,022	退職給付に係る負債	823,896
土 地	3,325,130	資 産 除 去 債 務	23,013
建 設 仮 勘 定	51,505	そ の 他	2,743
そ の 他	216,695	負 債 合 計	14,617,573
無 形 固 定 資 産	8,816	純 資 産 の 部	
そ の 他	8,816	株 主 資 本	13,787,413
投資その他の資産	516,262	資 本 金	2,319,024
投 資 有 価 証 券	252,718	資 本 剰 余 金	1,568,470
繰 延 税 金 資 産	167,087	利 益 剰 余 金	9,932,520
そ の 他	120,437	自 己 株 式	△32,601
貸 倒 引 当 金	△23,980	その他の包括利益累計額	365,175
資 産 合 計	32,123,741	その他の有価証券評価差額金	64,987
		為 替 換 算 調 整 勘 定	356,321
		退職給付に係る調整累計額	△56,133
		非 支 配 株 主 持 分	3,353,579
		純 資 産 合 計	17,506,168
		負債及び純資産合計	32,123,741

連 結 損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位 千円)

科 目	金 額
売 上 高	25,784,122
売 上 原 価	18,781,969
売 上 総 利 益	7,002,152
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,275,909
営 業 利 益	1,726,243
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	28,913
為 替 差 益	72,585
そ の 他 の 営 業 外 収 益	88,109
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	46,958
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	22,720
そ の 他 の 営 業 外 費 用	6,298
経 常 利 益	1,839,875
特 別 損 失	
減 損 損 失	46,336
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,793,538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	620,325
法 人 税 等 調 整 額	△9,698
当 期 純 利 益	1,182,911
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	363,281
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	819,630

連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,319,024	1,568,470	9,375,296	△31,445	13,231,345
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△262,406	—	△262,406
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	819,630	—	819,630
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1,156	△1,156
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	557,224	△1,156	556,067
当 期 末 残 高	2,319,024	1,568,470	9,932,520	△32,601	13,787,413

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	104,968	523,405	△39,869	588,504	3,356,312	17,176,162
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△262,406
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	819,630
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△1,156
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△39,980	△167,084	△16,263	△223,329	△2,732	△226,062
連結会計年度中の変動額合計	△39,980	△167,084	△16,263	△223,329	△2,732	330,005
当 期 末 残 高	64,987	356,321	△56,133	365,175	3,353,579	17,506,168

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7 社

TAKISAWA, INC.

台灣瀧澤科技股份有限公司

上海欣瀧澤機電有限公司

瀧澤科技投資股份有限公司

Takisawa Tech Corp.

滝澤商貿(上海)有限公司

滝澤机床(上海)有限公司

(2) 非連結子会社の数 2 社

TAKISAWA (THAILAND) CO., LTD.

PT. TAKISAWA INDONESIA

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社 2 社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、全体として重要性がないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

① 非連結子会社 該当なし

② 関連会社 該当なし

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

① 非連結子会社の数 2 社

TAKISAWA (THAILAND) CO., LTD.

PT. TAKISAWA INDONESIA

② 関連会社の数 1 社

SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD.

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社 2 社及び関連会社 1 社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社は、台灣瀧澤科技股份有限公司、上海欣瀧澤機電有限公司、瀧澤科技投資股份有限公司、Takisawa Tech Corp.、滝澤商貿(上海)有限公司及び滝澤机床(上海)有限公司の 6 社であり、その決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

持分法非適用の非連結

子会社株式及び関連会

社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

製品……………当社については、個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

在外連結子会社については、移動平均法による低価法

仕掛品、原材料、貯蔵品…当社については、先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

在外連結子会社については、移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産……………当社については、定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した
建物[建物付属設備を除く]については定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………2年～50年

機械装置及び運搬具……………2年～31年

その他……………2年～20年

在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく定額法に
よっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、当社については、一般債権は貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を
勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子
会社については、取引先の資産内容を勘案して計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき
支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支給の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上することとしております。

製品保証引当金……………契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用並びに納入済製品の補修費支出等の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、それぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。),「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。),及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に提供している資産

(1) 工場財団

建物及び構築物	1,333,064千円
機械装置及び運搬具	41,552千円
土地	1,197,540千円
計	2,572,157千円

(2) その他

預金	88,975千円
建物及び構築物	474,682千円
機械装置及び運搬具	354,166千円
土地	1,794,275千円
計	2,712,100千円

上記に対応する債務額

短期借入金	60,407千円
一年以内返済予定の長期借入金	119,968千円
長期借入金	1,094,432千円
計	1,274,807千円

また、当社は、平成28年1月に締結したコミットメント期間付タームローン契約に基づき、上記工場財団及びその他(222,826千円)を担保に提供しております。

上記の他、信用状及び輸入貨物に関する営業税の担保として自己振出の手形11,040千円を差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,404,982千円

3. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 28,047千円

4. コミットメント契約

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、平成28年1月に取引銀行4行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	2,000,000千円

5. 財務制限条項

当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約(平成28年1月28日締結)には、本契約締結日以降到来する各事業年度の末日において、個別貸借対照表における純資産の部の合計金額が70億円を下回らないこと、かつ、各事業年度の末日において、個別損益計算書において償却前経常損益(経常損益及び減価償却費(特別損失に計上されるものを除く。))の合計金額を3期連続で損失とならないようにするという財務制限条項が付されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普 通 株 式(株)	65,781,228	—	—	65,781,228

2. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普 通 株 式(株)	177,590	5,473	—	183,063

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式の単元未満株式の買取りによる増加 5,473株

3. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131,207	2.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	131,199	2.00	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	196,794	3.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づき、運用基準、決裁方法を定め、安全かつ有利に資金を運用する方針であります。また、資金調達については調達する時点で最も効率的と判断される方法で実行する方針であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外へ製品の販売を行っているため外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に基づき、売掛金管理表等で回収・残高・与信管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、短期資金運用を目的とした満期保有目的の債券、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、すべてが1年以内です。また海外より仕入を行っているため外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達です。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されており、また、財務制限条項が付されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社において、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

外貨建債権債務の為替の変動リスクに関しては、通常の外貨建営業取引に係る輸出実績等を踏まえ、取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は各社の財務部門で行っており、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務部門において取引金融機関に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い銀行に限定しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	5,976,046	5,976,046	—
受取手形及び売掛金	9,021,778		
電子記録債権	184,709		
貸倒引当金	△247,690		
	8,958,797	8,958,797	—
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	613,256	613,256	—
その他の有価証券	211,947	211,947	—
資 産 計	15,760,046	15,760,046	—
支払手形及び買掛金	4,230,515	4,230,515	—
電子記録債務	1,893,878	1,893,878	—
短期借入金	1,533,298	1,533,298	—
一年以内返済予定の			
長期借入金	1,143,203	1,149,159	5,956
未 払 金	1,224,251	1,224,251	—
長期借入金	2,269,509	2,268,465	△1,043
負 債 計	12,294,656	12,299,569	4,912
デリバティブ取引(※)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,623)	(2,623)	—
デリバティブ取引計	(2,623)	(2,623)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

② 負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

一年以内返済予定の長期借入金、長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③ デリバティブ取引

デリバティブ取引(為替予約)の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額12,724千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額28,047千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 215円75銭
2. 1株当たり当期純利益 12円49銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に 帰属する当期純利益	819,630千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益	819,630千円
普通株式の期中平均株式数	65,600千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,571,070	流 動 負 債	5,485,120
現 金 及 び 預 金	2,571,043	支 払 手 形	501,210
受 取 手 形	941,418	買 掛 金	1,039,911
売 掛 金	4,808,460	電 子 記 録 債 務	1,893,878
電 子 記 録 債 権	184,709	一年以内返済予定の長期借入金	1,023,235
有 価 証 券	300,000	未 払 金	444,320
商 品 及 び 製 品	914,637	未 払 費 用	64,620
仕 掛 品	3,566,856	未 払 法 人 税 等	167,317
原材料及び貯蔵品	14,640	未 払 事 業 所 税 金	27,396
前 払 費 用	62,185	前 受 金	23,728
繰 延 税 金 資 産	85,046	預 り 金	50,695
そ の 他	126,573	賞 与 引 当 金	163,061
貸 倒 引 当 金	△4,500	役 員 賞 与 引 当 金	18,000
固 定 資 産	6,175,235	製 品 保 証 引 当 金	65,099
有 形 固 定 資 産	3,698,640	そ の 他	2,646
建 物	1,496,371	固 定 負 債	1,992,448
構 築 物	34,361	長 期 借 入 金	1,175,077
機 械 装 置	356,011	繰 延 税 金 負 債	92,265
車 両 運 搬 具	7,893	退 職 給 付 引 当 金	702,092
工 具 器 具 備 品	142,150	資 産 除 去 債 務	23,013
土 地	1,647,272	負 債 合 計	7,477,568
建 設 仮 勘 定	14,580	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	4,132	株 主 資 本	12,203,749
水 道 施 設 利 用 権	4,132	資 本 金	2,319,024
投資その他の資産	2,472,462	資 本 剰 余 金	1,567,091
投 資 有 価 証 券	224,671	資 本 準 備 金	749,999
関 係 会 社 株 式	1,909,968	そ の 他 資 本 剰 余 金	817,092
関 係 会 社 出 資 金	256,800	利 益 剰 余 金	8,350,235
そ の 他	105,003	利 益 準 備 金	91,861
貸 倒 引 当 金	△23,980	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,258,374
資 産 合 計	19,746,306	特 別 償 却 準 備 金	6,185
		別 途 積 立 金	5,300,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,952,189
		自 己 株 式	△32,601
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	64,987
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	64,987
		純 資 産 合 計	12,268,737
		負債及び純資産合計	19,746,306

損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,046,087
売 上 原 価		13,462,125
売 上 総 利 益		4,583,961
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,420,856
営 業 利 益		1,163,105
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	287,485	
商 標 権 使 用 料	19,930	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	49,146	356,562
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,074	
為 替 差 損	59,926	
租 税 公 課	56,182	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	22,720	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,687	155,591
経 常 利 益		1,364,077
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	158,200	158,200
税 引 前 当 期 純 利 益		1,205,877
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	370,342	
法 人 税 等 調 整 額	14,975	385,318
当 期 純 利 益		820,558

株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				
		資 本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	特別償却 準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,319,024	749,999	817,092	1,567,091	91,861	7,663	5,300,000	2,392,558	7,792,082
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△262,406	△262,406
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	820,558	820,558
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△1,478	—	1,478	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△1,478	—	559,630	558,152
当 期 末 残 高	2,319,024	749,999	817,092	1,567,091	91,861	6,185	5,300,000	2,952,189	8,350,235

残高及び変動事由	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△31,445	11,646,753	104,968	11,751,722
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△262,406	—	△262,406
当 期 純 利 益	—	820,558	—	820,558
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	△1,156	△1,156	—	△1,156
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△39,980	△39,980
事業年度中の変動額合計	△1,156	556,996	△39,980	517,015
当 期 末 残 高	△32,601	12,203,749	64,987	12,268,737

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 製品(特別仕様部品を含む)

……………個別法

(2) 仕掛品(特別仕様部品を除く)

……………先入先出法

(3) 原材料及び貯蔵品……………先入先出法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
機械及び装置	2年～31年
その他	2年～45年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支給の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上することとしております。

(4) 製品保証引当金……………契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用並びに納入済製品の補修費支出等の見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に提供している資産

(1) 工場財団

建		物	1,331,400千円
構	築	物	1,664千円
機	械	装	41,552千円
土		置	1,197,540千円
		地	
計			2,572,157千円

(2) その他

建	物	44,545千円
土	地	178,280千円
計		222,826千円

また、平成28年1月に締結したコミットメント期間付タームローン契約に基づき、上記工場財団及びその他を担保に提供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,321,171千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,081,507千円
短期金銭債務	324,418千円

4. コミットメント契約

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、平成28年1月に取引銀行4行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	2,000,000千円

5. 財務制限条項

当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約(平成28年1月28日締結)には、本契約締結日以降到来する各事業年度の末日において、個別貸借対照表における純資産の部の合計金額が70億円を下回らないこと、かつ、各事業年度の末日において、個別損益計算書において償却前経常損益(経常損益及び減価償却費(特別損失に計上されるものを除く。))の合計金額)を3期連続で損失とならないようにするという財務制限条項が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	2,005,501千円
仕入高	2,543,211千円
販売費及び一般管理費	228,437千円
営業取引以外の取引高	305,768千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	177,590	5,473	—	183,063

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式の単元未満株式の買取りによる増加 5,473株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

たな卸資産評価損	61,448千円
賞与引当金	50,046千円
製品保証引当金	19,980千円
未払事業税	9,245千円
未払費用	7,871千円
未払地方法人特別税	4,589千円
その他	201千円
繰延税金資産(流動)小計	153,383千円
評価性引当額	68,336千円
繰延税金資産(流動)合計	85,046千円

固定資産

退職給付引当金	215,484千円
関係会社出資金評価損	48,554千円
減価償却費	18,702千円
投資有価証券	10,910千円
固定資産評価差額	10,227千円
貸倒引当金	9,164千円
その他	11,788千円
繰延税金資産(固定)小計	324,831千円
評価性引当額	291,886千円
繰延税金資産(固定)合計	32,945千円

繰延税金負債

固定負債

固定資産評価差額	75,315千円
その他有価証券評価差額金	24,805千円
その他	25,090千円
繰延税金負債(固定)合計	125,210千円
繰延税金資産の純額	△7,218千円

2. 法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.83%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.69%、平成30年4月1日以降のものについては30.46%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が、1,641千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額(借方)が2,944千円、その他有価証券評価差額金が1,302千円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼職等	事業上の 関係				
子会社	台湾瀧澤 科技股份有限公司	台湾 桃園市	710,355 千台湾元	工作機械 の製造・ 販売	51.09%	役員2名	部品等の 売買	部品の 購入(注)	2,531,037	買掛金	296,829
子会社	TAKISAWA, INC.	米国 イリノイ州 シャンバーグ市	3,900 千米ドル	工作機械 の販売・ サービス	100%	役員2名	製品等の 販売	製品等の 売上(注)	1,629,455	売掛金	903,313

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

部品等の売買については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 187円03銭
- 1株当たり当期純利益 12円51銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	820,558千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	820,558千円
普通株式の期中平均株式数	65,600千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月11日

株式会社滝澤鉄工所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滝澤鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月11日

株式会社滝澤鉄工所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 滝澤鉄工所 監査役会	
常勤監査役	國定 敏範 ㊞
社外監査役	小野 慎一 ㊞
社外監査役	小西 理文 ㊞
社外監査役	小林 正啓 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第86期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、196,794,495円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日にいたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。(変更案第1章第4条、第4章、第5章及び第6章(現行定款第5章の削除を含む)及び附則)
- (2)当社は、所期の資金調達の目的を達成し、現在、優先株式を発行しておりませんので、優先株式に関する規定を削除するなど所要の変更を行うものであります。(変更案第2章第6条、現行定款第2章第10条から第19条、第3章第26条及び第7章第40条の削除)
- (3)上記の各変更に伴う条数の変更のほか一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目 的) 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 工作機械、金属加工機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置、 <u>包装・荷造機械の製造ならびに修理加工</u> 2. 前号各種機械の販売 3. 電子部品の製造装置 <u>並びに</u> 通信機器用部品の開発、設計、製造 <u>および</u> 販売 4. 医療機器 <u>および</u> 介護機器の開発、設計、製造 <u>および</u> 販売 5. ガス濃縮機器の開発、設計、製造 <u>および</u> 販売 6. 一般電気工事の設計 <u>および</u> 施工 7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権の管理運用 8. 前各号に附帯する一切の業務	第2条 (目 的) 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 工作機械、金属加工機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置 <u>及び</u> 包装・荷造機械の製造 <u>並びに</u> 修理加工 2. 前号各種機械の販売 3. 電子部品の製造装置 <u>及び</u> 通信機器用部品の開発、設計、製造 <u>並びに</u> 販売 4. 医療機器 <u>及び</u> 介護機器の開発、設計、製造 <u>並びに</u> 販売 5. ガス濃縮機器の開発、設計、製造 <u>及び</u> 販売 6. 一般電気工事の設計 <u>及び</u> 施工 7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権の管理運用 8. 前各号に附帯する一切の業務

現行定款	変更案
第3条（条文省略） 第4条（機関の設置） 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条（条文省略） 第2章 株 式 第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は1億5,000万株とし、このうち1億4,000万株は普通株式、1,000万株は優先株式とする。 第7条（単元株式数および単元未満株式があるときの買増制度） （条文省略） 第8条（株主名簿管理人） 1. （条文省略） 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにその備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。 第9条（条文省略）	第3条（現行どおり） 第4条（機関の設置） 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人 第5条（現行どおり） 第2章 株 式 第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は1億4,000万株とする。 第7条（単元株式数及び単元未満株式があるときの買増制度） （現行どおり） 第8条（株主名簿管理人） 1. （現行どおり） 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにその備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。 第9条（現行どおり）

現行定款	変更案
<u>第10条（優先配当金）</u> 1. 本会社は、第37条第1項に定める剰余金の配当をするときは、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記録された優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年3円を限度として、優先株式発行に関する取締役会決議で定める額の剰余金（以下、「優先配当金」という。）の配当をする。 2. 本会社は、第37条第2項に定める剰余金の配当をするときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の剰余金（以下、「優先中間配当金」という。）の配当をする。 3. 前項により優先中間配当金の配当をしたときは、第1項の優先配当金は、優先中間配当の額を控除した額とする。	(削除)
<u>第11条（累積条項）</u> ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額を翌期以降に累積し、累積した不足額（以下、「累積未払配当金」という。）については、優先配当金及び普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、これを優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う。	(削除)
<u>第12条（非参加条項）</u> 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。	(削除)

現行定款	変更案
<u>第13条（残余財産分配条項）</u> <u>本会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、累積未払配当金相当額及び優先株式1株につき金100円を支払う。</u>	(削除)
<u>第14条（議決権の有無）</u> <u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、平成25年4月1日以降、定時株主総会において累積未払配当金の全部または一部の支払を受けない旨の決議がなされた場合は、その決議のなされた定時株主総会の次の定時株主総会に累積未払配当金全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、累積未払配当金全部の支払を受ける旨の決議がなされるときまでは議決権を有する。</u>	(削除)
<u>第15条（本会社による優先株式の買入取得）</u> <u>本会社はいつでも優先株式を金銭の交付と引換えに買い入れて取得することができる。</u>	(削除)
<u>第16条（株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等）</u> <u>1. 本会社は、法令に定めのある場合を除き、優先株式については、株式の併合または分割を行わない。</u> <u>2. 優先株主または優先登録株式質権者は、募集株式の割当てを受ける権利、募集新株予約権の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利を有しない。</u>	(削除)

現行定款	変更案
第17条（<u>本会社による優先株式の取得と普通株式の交付</u>） <u>優先株主は、優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件により、その有する優先株式を本会社が取得するのと引換えに本会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u>	(削除)
第18条（<u>優先配当金の除斥期間について</u>） <u>第39条の規定は、優先配当金及び優先中間配当金についてこれを準用する。</u>	(削除)
第19条（<u>本会社による優先株式の強制取得</u>） <u>1. 本会社は、平成16年4月1日以降いつでも優先株主または優先登録株式質権者の意思にかかわらず、優先株式の全部または一部について、本会社が当該優先株主に対して金銭を交付することと引換えに、優先株式1株を取得することができる。一部取得の場合は抽選その他の方法により行う。</u> <u>2. 取得価額は、1株につき100円に優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）及び当該優先株式の累積未払配当金相当額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</u>	(削除)
第3章 株主総会 第20条～第21条（条文省略） 第22条（招集権者および議長） （条文省略）	第3章 株主総会 第10条～第11条（現行どおり） 第12条（招集権者及び議長） （現行どおり）

現行定款	変更案
第23条（議決権の代理行使） 1.（条文省略） 2. 議決権を有する株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに本会社に提出しなければならない。 第24条（決議要件） 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.（条文省略） 第25条（条文省略） 第26条（種類株主総会） 1. 第22条及び第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 第20条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 第4章 取締役および取締役会 第27条（取締役の員数と選任） 1. 本会社の取締役は、11名以内とする。 （新設） 2.（条文省略） 3.（条文省略）	第13条（議決権の代理行使） 1.（現行どおり） 2. 議決権を有する株主又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに本会社に提出しなければならない。 第14条（決議要件） 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.（現行どおり） 第15条（現行どおり） （削除） 第4章 取締役及び取締役会 第16条（取締役の員数と選任） 1. 本会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、11名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。 2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。 3.（現行どおり） 4.（現行どおり）

現行定款	変更案
第28条（役付取締役および代表取締役） 1. 本会社は、取締役会の決議によって、社長1名、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 3. （条文省略） 第29条（取締役会） 1. （条文省略） 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。 4. 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> 5. （条文省略） （新設） 第30条（取締役の任期） 1. 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第17条（役付取締役及び代表取締役） 1. 本会社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>社長1名、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>代表取締役若干名を選定する。 3. （現行どおり） 第18条（取締役会） 1. （現行どおり） 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。 4. 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 5. （現行どおり） 第19条（重要な業務執行の決定の委任） <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第20条（取締役の任期） 1. <u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新設) 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了の時までとする。</u> 第31条 (顧問、相談役) 本会社は取締役会の決議によって、相談役および顧問を定めることができる。 第5章 監査役および監査役会 第32条 (監査役の員数と選任) <u>1. 本会社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 第33条 (監査役会) <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>2. 監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u> <u>3. 前各項のほか監査役会の運営については監査役会で定めるところによる。</u> 第34条 (監査役の任期) <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第21条 (相談役、顧問) 本会社は取締役会の決議によって、相談役及び顧問を定めることができる。 (削除) (削除) (削除) (削除) 第5章 監査等委員会

現行定款	変更案
(新設)	<u>第22条 (常勤監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第23条 (招集通知)</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。</u>
(新設)	<u>第24条 (監査等委員会の運営)</u> <u>前二条のほか監査等委員会の運営については、監査等委員会で定めるところによる。</u>
第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除	第6章 取締役及び会計監査人の責任免除
第35条 (損害賠償責任の一部免除) 1. 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の本会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。)、監査役及び会計監査人との間で、任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>取締役については1,000万円以上、監査役については250万円以上、会計監査人については2,500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</u>	第25条 (損害賠償責任の一部免除) 1. 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の本会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び会計監査人との間で、任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が定める最低責任限度額とする。</u>

現行定款	変更案
第7章 計算 第36条～第38条 (条文省略) 第39条 (配当金の除斥期間) 本会社の期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れるものとする。 第40条 (優先株式と引換えに交付された普通株式に対する配当金) <u>第17条の規定により交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、その交付の請求が4月1日から9月30日までになされたときは、4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは、10月1日に、それぞれ交付があったものとみなしてこれを支払う。</u> (新設)	第7章 計算 第26条～第28条 (現行どおり) 第29条 (配当金の除斥期間) 本会社の期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れるものとする。 (削除) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>本会社は、第86回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、本株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
1	は ら だ か ず ひ ろ 原 田 一 八 (昭和36年2月26日生)	昭和58年4月 当社入社 平成17年2月 ㈱カスケード取締役社長 平成20年6月 当社管理部長 平成20年10月 執行役員管理部長 平成21年3月 台湾瀧澤科技股份有限公司 董事(現任) 平成21年4月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事 平成22年6月 当社取締役管理部長 平成22年12月 滝沢鉄工テクノサービス(株)取締役 平成23年1月 TAKISAWA U.K.LTD. 取締役 平成23年6月 当社常務取締役 製造・管理部門担当 平成23年6月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長(現任) 平成24年4月 当社取締役社長(現任) 平成24年12月 滝澤机床(上海)有限公司 董事長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長 滝澤机床(上海)有限公司 董事長	55,000株
【取締役候補者とした理由】 原田一八氏は、技術部門、管理部門、製造部門等の知識や業務経験並びに当社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等においてグループを統括する立場からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
2	こん どう やす まさ 近 藤 安 正 (昭和27年5月20日生)	昭和57年1月 当社入社 平成6年1月 TAKISAWA U. S. A. , INC. 取締役 平成6年4月 当社貿易部長 平成9年6月 取締役貿易部長 平成10年11月 TAKISAWA U. S. A. , INC. 取締役社長 平成11年5月 当社取締役退任 平成12年6月 取締役 平成13年3月 取締役社長 平成15年2月 滝沢鉄工テクノサービス(株)取締役 平成15年3月 TAKISAWA, INC. 取締役 平成17年5月 台湾瀧澤科技股份有限公司 董事 平成17年6月 (株)カスケード取締役社長 平成22年12月 滝沢鉄工テクノサービス(株)取締役社長 平成24年4月 当社取締役相談役 アメリカ地域担当 平成24年4月 TAKISAWA, INC. 取締役社長(現任) 平成25年6月 当社取締役 専務執行役員 米州統括 平成27年6月 当社専務取締役 米州統括(現任) 〔重要な兼職の状況〕 TAKISAWA, INC. 取締役社長	117, 000株
【取締役候補者とした理由】 近藤安正氏は、営業部門等の知識や業務経験並びに当社社長、海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、取締役会等でグループの営業戦略の観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			
3	た ぐ ち た く み 田 口 巧 (昭和32年3月3日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年12月 大阪営業所所長 平成23年1月 執行役員営業部長 平成24年4月 TAKISAWA, INC. 取締役(現任) 平成24年6月 当社取締役 営業・サービス部門担当営業部長 平成25年4月 取締役 営業・サービス・品質保証部門担当営業部長 平成25年6月 取締役 常務執行役員 営業・品質保証担当営業部長 平成27年4月 取締役 常務執行役員 営業・品質保証担当 平成27年6月 常務取締役 営業・品質保証担当(現任)	25, 000株
【取締役候補者とした理由】 田口巧氏は、営業部門、サービス部門等の知識や業務経験並びに営業部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
4	まつばら じゅんじ 松 原 潤 治 (昭和31年 8 月12日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成21年 4 月 技術部長 平成22年 4 月 執行役員技術部長 平成23年 1 月 執行役員製造部長 平成24年 6 月 取締役 製造・購買部門担当製造部長 平成25年 6 月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当 製造部長 平成25年10月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当第二製造部長 平成26年 4 月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当 購買部長 兼 第二製造部長 平成26年12月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当 平成27年 6 月 常務取締役 製造・購買担当 平成27年10月 常務取締役 製造・購買担当 生産管理部長 平成28年 4 月 常務取締役 製造・購買担当(現任)	18,000株
		【取締役候補者とした理由】 松原潤治氏は、技術部門、購買部門等の知識や業務経験並びに製造部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、製造的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。	
5	かじたに かずひろ 梶 谷 和 啓 (昭和34年10月17日生)	昭和61年 1 月 当社入社 平成23年 1 月 執行役員技術部長 平成24年 6 月 取締役 技術部門担当技術部長 平成25年 6 月 取締役 常務執行役員 技術担当技術部長 平成25年10月 取締役 常務執行役員 技術担当カスタム設計部長 平成26年12月 取締役 常務執行役員 技術担当(現任)	11,000株
		【取締役候補者とした理由】 梶谷和啓氏は、技術部門等の知識や業務経験並びに当社の技術部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
6	はやしだ のりあき 林 田 憲 明 (昭和36年12月10日生)	昭和60年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成3年3月 大日本スクリーン製造株式会社入社 平成20年4月 同社半導体機器カンパニー事業統轄部業務部長 平成24年4月 同社半導体機器カンパニー事業統轄部長 平成24年12月 株式会社シバサキ入社 平成26年1月 同社経営企画室長 平成26年7月 当社入社 平成26年7月 管理部長 平成27年1月 執行役員管理部長 平成27年6月 取締役 執行役員 管理部長(現任)	2,000株
【取締役候補者とした理由】 林田憲明氏は、管理部門等の知識や業務経験並びに管理部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、総務、財務的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			
7	わだ ひであき 和 田 英 明 (昭和38年3月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 神奈川営業所所長 平成23年7月 滝澤商貿（上海）有限公司 董事総経理 平成24年12月 滝澤机床（上海）有限公司 董事総経理 平成25年4月 当社執行役員部長 アジア地域担当 平成27年4月 執行役員営業部長 平成27年4月 滝澤商貿（上海）有限公司 董事(現任) 平成27年4月 滝澤机床（上海）有限公司 董事 平成27年6月 当社取締役 執行役員 営業部長(現任)	9,000株
【取締役候補者とした理由】 和田英明氏は、営業部門等の知識や業務経験並びに海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
8	戴雲錦 (昭和33年6月24日生)	昭和49年2月 台湾瀧澤機械股份有限公司入社 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 平成16年4月 台湾瀧澤機械股份有限公司 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 副総経理 平成23年3月 台湾瀧澤機械股份有限公司 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 総経理 平成23年6月 台湾瀧澤機械股份有限公司 (現台湾瀧澤科技股份有限公司) 董事総経理(現任) 平成23年7月 上海欣瀧澤機電有限公司 董事(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 戴雲錦氏は、海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、取締役会等でグループの経営戦略の観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
1	※ くにさだ としのり 國 定 敏 範 (昭和22年2月28日生)	昭和48年11月 当社入社 平成17年4月 業務統括部長 平成18年10月 執行役員業務統括部長 平成20年6月 滝沢鉄工テクノサービス(株)監査役 平成20年6月 (株)カスケード監査役 平成21年4月 当社執行役員 平成21年4月 滝澤商貿(上海)有限公司 監事(現任) 平成21年6月 当社常勤監査役(現任) 平成24年12月 滝澤机床(上海)有限公司 監事(現任)	55,000株
【取締役候補者とした理由】 國定敏範氏は、営業部門の業務経験など当社の業務の幅広い知識や経験があります。これらの経験を当社の監査に反映したいため、監査等委員である取締役候補者としております。			
2	※ お の しんいち 小 野 慎 一 (昭和44年4月19日生)	平成3年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 平成14年7月 公認会計士小野慎一事務所(現公認会計士・税理士小野慎一事務所)所長(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 小野慎一氏には、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者としております。また、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			
3	※ こばやし まさひろ 小 林 正 啓 (昭和37年8月27日生)	平成4年4月 弁護士登録 平成12年4月 花水木法律事務所所長(現任) 平成22年6月 当社監査役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 小林正啓氏には、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者としております。また、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
4	そ が わ と も き 十 川 智 基 (昭和48年12月27日生)	平成12年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入社 平成16年 5 月 公認会計士登録 平成21年 7 月 十川公認会計士事務所所長(現任) 平成21年 8 月 税理士登録 平成21年10月 朝日税理士法人代表社員(現任) 平成25年 6 月 当社取締役(現任)	0 株
【社外取締役候補者とした理由】 十川智基氏には、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役候補者としております。また、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			
5	※ み や け も り お 三 宅 盛 夫 (昭和33年 8 月 5 日生)	昭和56年 4 月 株式会社中国銀行 入社 平成14年 7 月 同行 八浜支店長 平成17年 2 月 同行 公報CSRセンター長 平成20年 6 月 同行 新見支店長 平成23年 6 月 同行 コンプライアンス部長 平成25年 6 月 同行 コンプライアンス部 理事部長 平成27年 6 月 同行 N E X T 1 0 推進室 理事室長(現任)	0 株
【社外取締役候補者とした理由】 三宅盛夫氏は、長年にわたる金融機関で培った豊富な経験と知識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役候補者としております。また、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

(※は新任取締役候補者であります。)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、三宅盛夫氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 十川智基氏は当社が顧問契約をしております朝日税理士法人の代表社員であり、当社は同税理士法人に年間顧問報酬243万円(平成28年 3 月期)を支払っておりますが、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であり、独立性を十分に有すると判断しております。
 - (3) 当社は小野慎一氏、十川智基氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
 - (4) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
十川智基氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 責任限定契約に関する事項
- 当社は國定敏範氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、三宅盛夫氏が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成2年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額2億円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額について、経済情勢及び諸般の事情を考慮し、年額2億円以内に設定し、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。

現在の取締役は9名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役以外の取締役は8名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢及び諸般の事情を考慮し、年額4千万円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 岡山市北区撫川983番地
株式会社滝澤鉄工所 本社会議室
電話086-293-6111



最寄駅 岡山駅より山陽本線下り方面で2つ目の「庭瀬駅」で下車してください。
庭瀬駅前からはタクシーで約7分です。